

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年1月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

| | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 令和6～11年度東広島消防署西分署電話交換機等賃貸借 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18050108 |
| (3) 物品委託役務内容 | 令和6年4月1日から令和12年3月31日の72か月間、東広島消防署西分署に設置する電話交換機及び電話機等の賃貸借。 |
| (4) 納入・履行期間 | 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島消防署西分署 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 物品賃貸借契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

| | | |
|---|--|--|
| ア | 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 | 借入れ>機械器具 |
| イ | 法令等による登録等 | 問わないものとする。 |
| ウ | 技術者 | 問わないものとする。 |
| エ | 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。 | 東広島市内に本店又は営業所を有する者。 |
| オ | 会社の履行実績 | 問わないものとする。 |
| カ | その他 | 令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。 |

3 その他の入札条件

- 落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。
- 本案件は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として行うものであり、この契約に係る発注者の令和6年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生ずるものとする。

4 日程等

| 手 続 き 等 | 期 間・期 日 等 | 場 所 ・ 留 意 事 項 |
|---------------------------|--|---|
| ア 公告日 | 令和6年1月25日 | 東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。 |
| イ 仕様書及び見本等閲覧期間 | 令和6年1月25日～ 令和6年2月15日 | 東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無 |
| ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る） | | 同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。 |
| エ 同等品確認回答閲覧期間 | | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| オ 質問書提出期間 | 令和6年1月25日～ 令和6年2月1日 (午前8時30分～午後5時15分) | 質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局 東広島消防署（発注担当課） 東広島市西条町助実 1173 番地 1 電話番号 082-422-6567 /ファックス番号 082-422-8119 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| カ 回答書閲覧期間 | 令和6年2月6日～ 令和6年2月15日 | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| キ 入札期間 | 令和6年2月13日～ 令和6年2月14日 (午前9時00分～午後5時00分) | 入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。 |
| ク 開札日時 | 令和6年2月15日 午前10時10分 | 開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。 |

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

| 書類の区分 | 提出書類 (○印) | 備考 |
|-----------------------|--------------|----------------------------|
| ア 入札参加資格確認申請書 | | 様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| イ 入札参加資格要件総括表 | | |
| ウ 誓約書 | | |
| エ 配置予定技術者届出書 | | |
| オ 履行実績確認表 | | |
| カ 履行実績証明書（物品・委託役務） | | |
| キ 法令等による登録等を確認するための資料 | | |
| ク その他 | | |

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和6～11年度東広島消防署西分署電話交換機等賃貸借仕様書

1 概要

この仕様書は、東広島消防署西分署に設置する電話交換設備に関して適正かつ支障なく設備の使用ができるように示すものである。

2 事業名 令和6～11年度 東広島消防署西分署電話交換機等賃貸借

3 履行場所 東広島消防署西分署 配置図は別紙1のとおり

4 種別 オペレーティングリース

5 契約期間 契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

賃貸借期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで（72か月間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

6 賃貸借物品

(1) 電話交換機本体 一式

ア 交換方式

| | |
|--------|-----------------|
| 制御方式 | 蓄積プログラミング制御方式 |
| 通話路回路 | PCM 時分割一段スイッチ方式 |
| 制御 CPU | 32bitマイクロプロセッサ |

イ 回線数等

| | 実装 | 容量 | 備考 |
|----------|----|----|-------------------------|
| 局線（アナログ） | 2 | 4 | 082-428-0119 東広島内線 |
| 多機能内線 | 7 | 8 | 1階入口受付用電話機及び2階仮眠室新規配線必要 |

ウ 賃貸借物品

| 名称 | 規格仕様等 | 数量 | 単位 | 備考 |
|--|--|----|----|-------------------|
| 主装置 アナログ局線：4 L 多機能内線：8 L 停電3時間対応 FAX 自動切替機能対応 | NEC Aspire WX Plus | 1 | 式 | 同等品可 |
| 主装置一内訳一 | | | | |
| フロントカバー | IP8D-FRONT COVER | 1 | 式 | 同等品可 |
| 中時間バッテリーボックス | IP5D-MIDDLE BATT BOX | 1 | 式 | 同等品可 |
| 長時間バッテリーセット | IP3WW-LARGE BATT SET | 1 | 式 | 同等品可 |
| CCPU 実装済み基本モジュール | IP9D-3KSU-B1 W/CPU | 1 | 式 | 同等品可 |
| 4回線COIユニット | IP8D-4COIU-LS2 | 1 | 式 | 同等品可 |
| 8回路ESIユニット | IP8D-8ESIU-A1 | 1 | 式 | 同等品可 |
| 端末一付帯品一 | | | | |
| 12 釦デジタル多機能電話機 (WH) | DTK-24D-1D(WH) TEL | 3 | 台 | 同等品可 |
| 24 釦アナログ用停電デジタル多機能電話機 (WH) | DTZ-24PA-2D(WH) TEL | 2 | 台 | 同等品可 |
| カールコードレス電話機 | DTZ-24BT-3D(WH) TEL | 2 | 台 | 同等品可 |
| 電話・FAX 自動切替機 | TELBOSE SUPER TAKE3 ND | 1 | 台 | 同等品可 |
| テレホンスタンド | 高さはトレー下端 450mm 以上、360° 回転、クランプ取付高さ 20~60mm、前方伸長は標準的な範囲で可、電話コード収納を満たすもの | 5 | 台 | 設置する多機能電話機に適合すること |
| 壁掛用品 | WM-L UNIT | 1 | 台 | 同等品可 |
| ウインドウキャビネット (受付) | 日東工業株式会社 W20-34A | 1 | 式 | 同等品可 |

設置場所の事前見学は、事前に申し出た上で、令和6年1月31日までに発注者が認めた時間帯において、見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は、入札公告の定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。

(質問書提出期限：令和6年2月1日)

エ 機能等

- (ア) ナンバーディスプレイ機能を有すること。
- (イ) 代表回線が電話設備とFAX共用あり、不在時でも自動的に切替できること。
- (ウ) 電話機毎に発信規制ができること。
- (エ) 保留音は外部保留音が利用できること。

オ 電源装置 一式

停電時において、3時間以上の運用ができること。

(2) 共通機能

- ア 着信音の識別機能（内線、外線着信の区別ができる着信音があること。）
- イ 着信ランプがあること（ランプは2色点灯・点滅し、自電話及び他電話の通話又は保留の区別がつくこと。）
- ウ 内線音声呼出機能（電話機からの操作で音声呼出しもできる）があること。
- エ 内線代理応答機能（特定のグループ毎に他の電話機の着信に応答できること。）
- オ 外線及び内線に対し転送機能があること。
- カ この仕様書に示す機能のほか、市場に流通している一般的な多機能電話機としての標準的な機能があること。

7 納品書

物品賃貸借契約約款第7条第3項の納品書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 書類作成者の氏名又は名称
- (2) 納入年月日
- (3) 品名、規格、数量等
- (4) 金額
- (5) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

8 物件の保守責任等

- (1) 電話交換機等の故障又は異常が生じた場合は、双方の営業時間内に速やかに技術員を派遣し、点検修理を行い復旧対応すること。

- (2) 修理部品代にあつては、発注者が負担し、その他の費用にあつては、受注者が負担すること。
- (3) 故障申告があつた場合は、機器又は回線等、故障個所の切り分けを行うこと。また、回線側にその原因があると考えられる場合は、回線提供業者への連絡を含め、故障回復まで行うこと。

9 据付内容等

(1) 据付内容等

- ア 本電話交換機及び電話機設置等に伴う配線作業を行うこと。
- イ 取付機器の電源が必要な場合は必要電源を確保すること。
- ウ 初期設定を行うこと。

(2) 作業時間等

- ア 契約後、発注者と受注者で協議し令和6年4月1日には機器が使用できる状態に作業すること。
- イ 作業開始時及び終了時には、発注者へ報告し、点検を受けること。なお、全作業終了時には、発注者へ必要（要求等）があれば機器等の説明を行うこと。

(3) 施工中の安全確保及び環境保全等

- 施工に際し公衆災害の防止、施工中の安全確保及び環境保全のため、関係法令に従うほか、以下の項目に留意すること。
- ア 高所作業における落下・転落防止
 - イ 作業現場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止
 - ウ 梱包材や作業によって生じたゴミ、不用物は持ち帰りの上、作業終了時には付近の清掃を行うこと。

10 支払方法

- (1) 毎月後払いとする。
- (2) 受注者の請求により、発注者が30日以内に受注者へ賃借料を支払う。

11 その他

- (1) 電話交換設備の設置には、電話機等への各種設定（機能設定を含む。）を含み、受注者の負担で行うこと。
- (2) 配線は既設の配線が利用可能。ただし、既設の配線に不良な箇所があつた場合は、受注者の負担で配線しなおし、通話可能にすること。
- (3) 新規の配線も受注者の負担で配線すること。
- (4) ファンクションキー及びワンタッチボタン等の設定及び割り付けた機能等の表示をすること。
- (5) 契約期間終了の際の電話交換機及び電話機等の撤去及び処分に必要な経費を負担すること。

- (6) 電話通信事業法に定める端末設備等規則に基づき施工すること。
- (7) 配線作業等は、消防業務に支障がないように措置を行い、作業を行うこと。また、通話不能等電話が使用できなくなる場合には、5日前までに発注者へ連絡し協議すること。
- (8) 玄関の屋外側に設置する多機能電話機は、室内の多機能電話と内線通話できるようにすること。また、西分署の外来者が消防局指令課の指令室と、直接通話することができるよう、呼び出し専用の発信ボタンを設けること。
- (9) 2階に設置する電話機は壁掛け用品を用いて壁掛け固定すること。
- (10) この仕様書に定めない事項については、発注者と協議の上実施すること。

1 2 問い合わせ先（発注担当課）

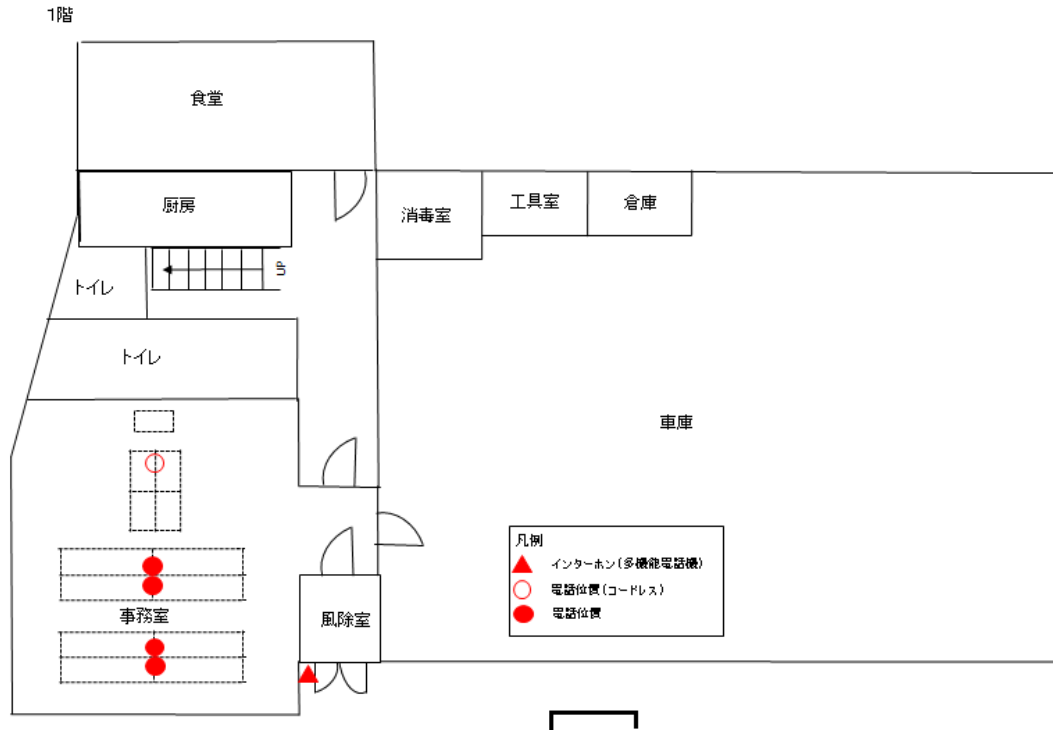
東広島消防署 庶務予防係

電話 082-422-6567

ファックス 082-422-8119

別紙 1

【1階】



【2階】

2階

